

住宅火災から大切な命・財産を守ろう！

住宅用火災警報器

設置と点検をお願いします！

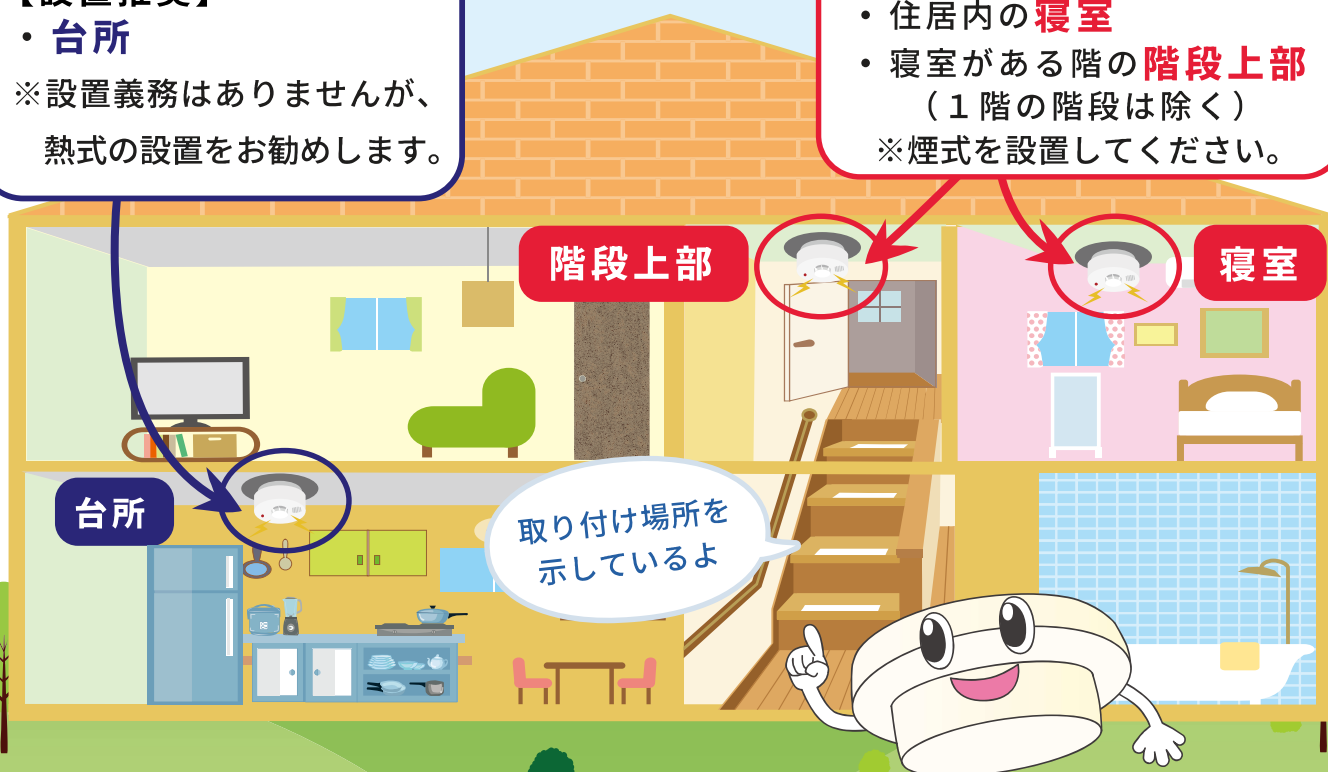
【設置推奨】

・台所

※設置義務はありませんが、
熱式の設置をお勧めします。

【設置義務】

- ・住居内の**寝室**
 - ・寝室がある階の**階段上部**
(1階の階段は除く)
- ※煙式を設置してください。



住宅用火災警報器普及協力事業所のご紹介

三重県では、令和6年3月1日から、県内において住宅用火災警報器の販売・リース・訪問取付・共同購入（自治会等によるまとめ買い）に対応している事業者を住宅用火災警報器の普及を図る協力事業所として、県ホームページで公表しています。

協力事業所の確認方法

- 右の二次元コードの読み取り
-
- 下記お問い合わせ先又は管轄消防本部



(協力事業所公表HP)

三重県 防災対策部 消防・保安課 消防班

〒514-8570

津市広明町13番地（本庁5階）

☎ 059-224-2108 ☎ 059-224-3350

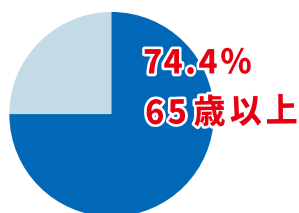
✉ shobo@pref.mie.lg.jp

お問い合わせ

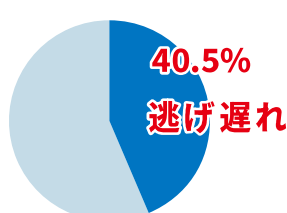
住宅火災の状況

令和5年中、全国では住宅火災により977人の死者が発生!

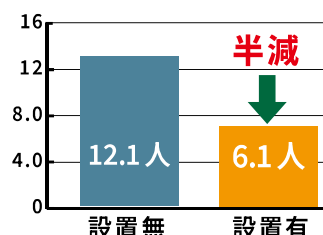
【死者の年齢割合】



【死者の発生要因】



【住宅用火災警報器の設置効果】



※放火自殺者等を除く数値である。

※死者の年齢割合及び死者の発生要因は、総務省消防庁の令和5年中の火災報告を基に作成

※住宅用火災警報器の設置効果は、総務省消防庁の令和元年から3年までの3年間における設置効果の分析結果を基に作成

住宅用火災警報器の設置・点検方法

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知して、音や音声により警報を発して火災の発生を周囲に知らせてくれます。

三重県 設置の義務化：新築住宅：平成18年6月～

既存住宅：平成20年6月～

設置義務 → 寝室

階段上部

煙式 の設置が必要です



設置推奨 → 台所

※設置義務はありませんが

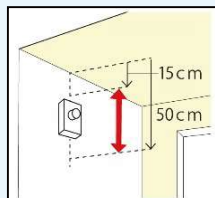
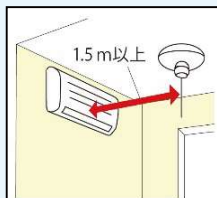
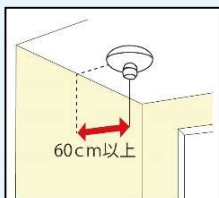
熱式 の設置をお勧めします



設置方法

附属の取扱説明書をよく読んで、正しい位置に設置してください

- 天井につける場合
- エアコンがある場合
- 壁につける場合



点検方法

ご自身で簡単に点検することができます。

- 本体のボタンを押す
- 本体附属のひもを引く



※反応しない場合は、交換が必要です!

困ったときのお問合わせ先

契約トラブルに関すること

※住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です

三重県消費生活センター ☎ 059-228-2212

受付時間：平日9時～12時、13時～16時（土日祝祭日除く）

住宅用火災警報器に関するご質問等

住宅用火災警報器相談室

☎ 0120-565-911

（三重県消費生活センターHP）

受付時間：平日9時～12時、13時～17時（土日祝祭日を除く）



ご不明な点がございましたら、消防・保安課までお問い合わせください。